

## 西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月23日(木)午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室

3. 出席委員 17名

| 議席  | 氏名    | 出席 | 欠席 | 議席  | 氏名    | 出席 | 欠席 | 議席  | 氏名    | 出席 | 欠席 |
|-----|-------|----|----|-----|-------|----|----|-----|-------|----|----|
| 1番  | 志波 豊  |    |    | 2番  | 宇都宮久幸 |    |    | 3番  | 井上 一郎 |    |    |
| 4番  | 泉原 猛男 |    |    | 5番  | 上甲 好文 |    |    | 6番  | 山岡 史朗 |    |    |
| 7番  | 西森真一郎 |    |    | 8番  | 上杉 和博 |    |    | 9番  | 増田 隆  |    |    |
| 10番 | 末光 則男 |    |    | 11番 | 三瀬 昇  |    |    | 12番 | 和家 稔  |    |    |
| 13番 | 橋本 勝  |    |    | 14番 | 河野 昌博 |    |    | 15番 | 菊池マキ子 |    |    |
| 16番 | 清家 純一 |    |    | 17番 | 五藤 忍  |    |    | 18番 | 沖野 泰  |    |    |
| 19番 | 高岡 常夫 |    |    | 20番 | 井関 吉博 | -  | -  | 21番 | 武田 孝司 | -  | -  |
| 22番 | 平野 治  | -  | -  | 23番 | 柴田 翔  | -  | -  | 24番 | 西本 定義 | -  | -  |
| 25番 | 福井 純一 | -  | -  | 26番 | 金寄 長志 | -  | -  | 27番 | 大久保 卓 | -  | -  |
| 28番 | 宇都宮文隆 | -  | -  | 29番 | 谷口 誠  | -  | -  | 30番 | 松末 正  | -  | -  |
| 31番 | 平井 一清 | -  | -  | 32番 | 山内 正紀 | -  | -  | 33番 | 松浦 榮喜 | -  | -  |
| 34番 | 宇都宮幸紀 | -  | -  | 35番 | 越智 三英 | -  | -  | 36番 | 川上 栄子 | -  | -  |
| 37番 | 三好三智男 | -  | -  | 38番 | 松本 薫  | -  | -  |     |       |    |    |

4. 欠席委員 2名

5番 上甲好文 16番 清家純一

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第15号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第16号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 報告第17号 非農地現況証明について
- 日程第6 報告第18号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第7 報告第19号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 日程第8 報告第20号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第9 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第19号 空き家に付属した農地の区域設定について
- 日程第11 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第13 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

|            |             |  |
|------------|-------------|--|
| 事務局長 兵頭 健二 | 事務局次長 和氣 右記 |  |
| 農地係長 橋本 欽司 | 主 査 梶原 千生   |  |

7. 会議の概要

|      |  |
|------|--|
| 局長   | ただ今から令和2年4月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、志波会長より、あいさつを申し上げます。  |
| 会長   | (会長開会あいさつ)   |
| 局長   | それでは、議事に移ります。議事進行は規則により志波会長が務めます。  |
| 議長   | 議事に入るまでに、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号5番、8番につきましては取下げられましたので報告します。   |
| 議長   | それでは、ただ今から4月定例総会を開催いたします。本日は先ほども申しましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、農業委員のみの出席で開催といたしましたので、よろしくお願いたします。本日の出席委員は農業委員19名中16名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお番委員、5番上甲委員、16番清家委員から欠席の旨、8番上杉委員から遅延の通告がありましたので報告いたします。  |
| 議長   | 次に、日程第1、「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。<br>異議なしと認めます。  |
| 議長   | それでは、13番橋本委員、15番菊池委員のお二人をお願いします。   |
| 議長   | 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。<br>会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  |
| 議長   | 異議なしと認めます。<br>よって、会期は、本日1日間と決定しました。  |
| 議長   | 次に、日程第3、報告第15号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。   |
| 主査   | 報告第15号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」ご報告いたします。議案書の2ページから3ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が6件、使用貸借権の解約が3件、農地法に基づく使用貸借権の解約が1件の合計10件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。  |
| 議長   | 次に、日程第4、報告第16号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。   |
| 主査   | 報告第16号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」ご報告いたします。議案書の3ページから4ページをご覧ください。整理番号1番、渡人、<br>、受入、<br>、土地の表示、<br>番他筆、<br>、<br>m <sup>2</sup> 、<br>m <sup>2</sup> 合計、<br>m <sup>2</sup> 、<br>取下げの理由は、<br>譲受人を<br>の申請に変更するため、取下げをするものであります。<br>整理番号2番、渡人、<br>、<br>他名受入、<br>、<br>、土地の表示、<br>番地他筆、宅地<br>、<br>m <sup>2</sup> 、<br>m <sup>2</sup> 合計<br>、<br>m <sup>2</sup> 、<br>取下げの理由は、<br>持分分の<br>のみの申請に変更するため、取下げをするものであります。<br>整理番号3番、渡人、<br>、<br>受入、<br>、<br>、土地の表示、<br>番他筆、<br>合計、<br>m <sup>2</sup> 、<br>取下げの理由は、令和2年3月23日定例会議案第12号8番と一体の申請のため、取下げをするものであります。以上で「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」報告を終わります。 |
| 議長   | 次に、日程第5、報告第17号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。  |
| 農地係長 | 報告第17号「非農地現況証明について」ご報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、<br>、<br>他名から証明願いが  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>議 長</p> <p>農地係長</p>    | <p>提出されましたので、平成 25 年 1 月 1 日から施行されています「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員、3 番井上委員、13 番橋本委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 6、報告第 18 号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>   |
| <p>議 長</p> <p>次 長</p>     | <p>報告第 18 号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、<br/>番地、面積、<math>m^2</math>、変更の理由は、現在隣接地の父親住宅で同居しているが、3 人の子どもの成長とともに手狭になったため、申請地に自己住宅を建築したいため、農用地区域から除外したいとのこと。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。</p>   |
| <p>議 長</p> <p>次 長</p>     | <p>次に日程第 7、報告第 19 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>報告第 19 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」ご報告いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。右端の備考欄に書いていますように贈与税の納税猶予が 1 件でございます。なお、申告期限等もございましたので、地区担当農業委員に農業に従事していることを確認した上で、証明書を発行しています。以上で「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」報告を終わります。</p>  |
| <p>議 長</p> <p>次 長</p>     | <p>次に、日程第 8、報告第 20 号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>報告第 20 号「農地所有適格法人の要件確認について」ご報告いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。農地所有適格法人は農地法第 6 条第 1 項の規定により、事業年度終了後、3 ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「( )」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。</p>   |
| <p>議 長</p> <p>主 査</p>     | <p>次に、日程第 9、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 11 番までの 11 件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p> <p>【議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 11 件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書のとおりです。</p> <p>【整理番号 5 番氏名の誤り、整理番号 8 番、番について 1 筆取下げあり】</p> <p>以上で議案の提案説明を終わります。</p>   |
| <p>議 長</p> <p>7 番西森委員</p> | <p>ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員の報告を地区担当農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 1 番をお願いします。</p> <p>受付番号 1 番の案件につきまして、34 番宇都宮が報告いたします。4 月 18 日に西森委員と現地で受人に話を伺いました。渡人は高齢となり、土地を作ってもらう人を探していたところ、受人が家の近くでもあり規模を拡大したいことから、今回、贈与という形で耕作してもらうことになりました。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(西森委員から報告)</p> |

|          |   |
|----------|---|
| 議 長      | 2 番、3 番をお願いします。   |
| 12 番和家委員 | 受付番号 2 番の案件につきまして、28 番宇都宮が報告します。4 月 18 日に和家委員と同行して現地確認をいたしました。特に問題はないと思います。地域営農への影響はないと思います。(和家委員から報告)  |
| 12 番和家委員 | 受付番号 3 番の案件につきまして、28 番宇都宮が報告します。4 月 18 日に和家委員と同行して現地確認をいたしました。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(和家委員から報告)  |
| 議 長      | 4 番をお願いします。   |
| 10 番末光委員 | 受付番号 4 番の案件につきまして、25 番福井が報告します。4 月 20 日に末光委員と現地確認をしました。受人は空き家に付属した農地を取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、許可要件をすべて満たしております。現在、遊休農地である申請地は今後、耕作することを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組むことから、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。                            |
| 議 長      | 5 番をお願いします。   |
| 14 番河野委員 | 越智委員から報告書は預かっていませんが、4 月 20 日に現地確認をいたしました。(河野委員から報告)   |
| 議 長      | 6 番をお願いします。   |
| 19 番高岡委員 | 受付番号 6 番の案件につきまして、29 番谷口が報告します。この案件は先月の定例会にて保留された件を、受人の名義を変えて申請されたものです。受人は農業法人の代表等を務められた人で、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしており、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(高岡委員から報告)                           |
| 議 長      | 7 番をお願いします。   |
| 18 番沖野委員 | 受付番号 7 番の案件につきまして、37 番三好が報告します。4 月 16 日に 18 番沖野委員と現地調査を行いました。渡人は体調を崩され後継者もなく、受人に贈与したいとの事です。取得後においては全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(沖野委員から報告) |
| 議 長      | 8 番をお願いします。   |
| 3 番井上委員  | 受付番号 8 番の案件につきまして、33 番松浦が報告します。18 日に 3 番井上委員と現地調査をしました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(井上委員から報告)      |
| 議 長      | 9 番、10 番をお願いします。  |
| 4 番泉原委員  | 受付番号 9 番、10 番の案件につきまして一括して、26 番金寄が報告します。受人は経営規模を拡大するため取得したいということであり、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は果樹園として耕作されていることを 4 月 18 日、泉原委員と確認しました。受人は意欲的に営農に取り   |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>議 長<br/>15 番菊池委員</p> | <p>組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(泉原委員から報告)<br/>11 番をお願いします。<br/>受付番号 11 番の案件につきまして、22 番平野が報告します。4 月 15 日に菊池委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということでありませ<br/>す。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等から<br/>みても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしており<br/>ます。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営<br/>農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。(菊池委員か<br/>ら報告)</p> |
| <p>議 長<br/>7 番西森委員</p>  | <p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員からの報告がありました。関連がありま<br/>すので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。1 番をお願いします。<br/>受付番号 1 番を 7 番西森が報告いたします。4 月 18 日に宇都宮委員、受人の さん<br/>と現地の確認をいたしました。現地の状況、経緯につきましては宇都宮委員から報告のあ<br/>った通りです。また、農地として耕作されていることを確認いたしました。周辺農地並び<br/>に地域営農への影響はないと思われま</p>   |
| <p>議 長<br/>12 番和家委員</p> | <p>2 番、3 番をお願いします。<br/>受付番号 2 番の案件につきまして、12 番和家稔が報告します。4 月 18 日に宇都宮委員<br/>と現地調査を行いました。受人は建設業も営んでいて、隣接する宅地を購入しており、申<br/>請地は一団の土地となっているため、申請地を購入し将来資材置き場として利用するこ<br/>とであります。前面道路は県道に面しており、周辺の農地に影響を与えることは無く、宅地<br/>と畑は同一所有者であり、問題ありません。受人は下限面積も超えております。</p>   |
| <p>議 長<br/>12 番和家委員</p> | <p>受付番号 3 番の案件につきまして、12 番和家稔が報告します。4 月 18 日に宇都宮委員<br/>と現地調査を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり<br/>ます。譲渡人は高齢で営農意欲もなく、隣接所有の受人に売却を申し出たものです。受<br/>人は取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等から<br/>みても問題がないこと、下限面積を超えていることから許可要件をすべて満たしておりま<br/>す。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農<br/>に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>                              |
| <p>議 長<br/>10 番末光委員</p> | <p>4 番をお願いします。<br/>受付番号 4 番の案件につきまして、10 番末光が報告します。4 月 20 日に福井委員と現<br/>地確認しました。受人は空き家に付属した農地を取得したいということでありませ<br/>す。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等から<br/>みても問題がないことから許可要件をすべて満たしております。また、現在遊休農地である申請<br/>地は、今後耕作することを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組むことから、周辺<br/>農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>   |
| <p>議 長<br/>14 番河野委員</p> | <p>5 番をお願いします。<br/>5 番の申請を 14 番河野が報告します。4 月 20 日に越智委員と現地確認を行いました。<br/>この申請は 氏が農地を購入したいとのこと<br/>です。まず、譲受人は下限面積につ<br/>いては超えていますが、会社員であり農業実績がありません。また、取得後は申請地周辺<br/>の農家に耕作をお願いするとのこと<br/>でした。農地法第 3 条 2 項の条文により、不許可相当<br/>ではないかと思われま</p>   |
| <p>議 長<br/>19 番高岡委員</p> | <p>6 番をお願いします。<br/>受付番号 6 番の案件につきまして、19 番高岡が報告します。18 日谷口委員と現地調査<br/>を行いました。受人は経営規模を拡大するため取得したいとのこと<br/>であります。取得後にお<br/>いてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題<br/>がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 議 長<br>18 番沖野委員 | <p>申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は地区リーダーとして意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p> <p>7 番をお願いします。</p> <p>受付番号 7 番の案件につきまして、18 番沖野泰が報告します。4 月 16 日に推進委員の三好三智男さんと現地確認を行いました。渡人は後継者も帰ってくる見込みもなく、最近体調を崩されたこともあり、誰かに譲って耕作してほしいと考えられていました。周辺隣地の持ち主である受人に相談され、今回譲られるものです。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p> |
| 議 長<br>3 番井上委員  | <p>8 番をお願いします。</p> <p>受付番号 8 番の案件につきまして、3 番井上が報告します。18 日に 33 番松浦委員と現地調査をしました。受人は経営規模を拡大するため取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>   |
| 議 長<br>4 番泉原委員  | <p>9 番、10 番をお願いします。</p> <p>受付番号 9 番、10 番の案件につきまして、関連がありますので一括して 4 番泉原が報告します。現地確認を金寄委員と 4 月 18 日に行いました。受人は今回、申請地を買い受け経営規模の拡大をしたいということであり、申請地は農地として管理されております。昨年よりすでに耕作されております。取得後においてはすべての農地を利用すること、許可要件をすべて満たしておりますし、周辺農地、地域営農への影響はないと思います。</p>  |
| 議 長<br>15 番菊池委員 | <p>11 番をお願いします。</p> <p>受付番号 11 番の案件につきまして、15 番菊池が報告いたします。渡人と受人は親子関係でこの度、農業者年金を受給するために使用貸借にて経営移譲されるようです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は 4 月 15 日に平野委員さんと現地確認し、柑橘園として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないものと思われま。</p>  |
| 議 長             | <p>現地の状況について、農業委員からの報告もありました。それでは、事務局より許可基準の該当について説明をお願いします。</p>  |
| 主 査             | <p>その他の要件につきましては、別添調査書 1 ページから 11 ページにあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>   |
| 議 長             | <p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はございませんか。なお、議事録記載の関係上、発言については議長の発言許可のあと、委員番号、氏名を言って発言をお願いします。</p>  |
| 4 番泉原委員         | <p>5 番の受入、                   さんの件ですが、                   に勤めているが、以前所有している土地について調査したが、何もしていない農地があったと思うが、その点はどういうことか説明をお願いします。</p>   |
| 主 査             | <p>今ほどの泉原委員の質疑の件については、過去の状況を把握していないので、調べて後程説明させていただきます。</p>   |
| 4 番泉原委員         | <p>このような申請においては申請の土地を全部調査して、耕作放棄地があるかないかとかをしっかりと把握して審議することが重要ではないかと思いますが検討しておいてくださ</p>  |

|          |  |
|----------|--|
|          | い。   |
| 7 番西森委員  | 5 番の件についてもう少し河野委員に聞きたいのですが、農作業に常時従事しない場合の取得制限があると思いますが、すべての土地が耕作されていないとのことですが、そのところについて説明お願いしたい。   |
| 14 番河野委員 | もう少し詳しく説明いたします。                    さんは                    の社員でお父さんが社長か会長であると思います。今回の農地の取得に対して耕作するのかと尋ねたところ、                    の農家さんが作られている農地であって、そのままその人に作ってもらうと言っておられました。とういことは自分が耕作をしないということなので、この案件は不許可ではないかと考えます。 |
| 7 番西森委員  | 下限面積の考え方の中で本人が耕作されている面積を下限面積というのか、農地として所有している面積を下限面積というのか判断が大事であると思う。本人が耕作されていないとの事で下限面積に足りないという判断もしたこともありましたが、それも含めて考えてもらいたい。   |
| 4 番泉原委員  | 農業従事日数について申請書に書かないといけなと思うが何日となっていますか。  |
| 主 査      | 農業について何もしていないのならゼロではないのか。  |
| 議 長      | 年間従事日数については 150 日と記載してありますので、従事日数は許可要件を満たしています。ただ現地調査より、農業に従事していないと判断されたら不許可と考えられます。   |
| 議 長      | この件については他に意見がなければ、5 番の案件は許可できないと判断されますが、どうでしょうか。   |
| 議 長      | 農業に従事されていないとのことで、5 番については不許可ということによろしいでしょうか（委員賛成）  |
| 議 長      | 他にありませんか   |
| 18 番沖野委員 | 先ほどの報告で 2 番の件ですが、将来は資材置き場に利用するとの報告がありました。農地取得後は、農地として利用することが前提でありますので、資材置き場等に利用するなら 5 条申請でしたほうがいいのではと思いました。  |
| 12 番和家委員 | ちょうど宅地に付属する農地であるので、将来的に宅地も含めて宅地にするということを言われたが、現状では農地として使うということなので、3 条が適当ではないかと判断したわけです。  |
| 主 査      | 3 条で農地として取得した場合は、3 年間は農地として耕作して使用することが必要であり、3 年たてば転用等可能です。   |
| 12 番和家委員 | そうすれば 3 年間は農地として利用することを伝え、すぐに転用等が必要なら取り下げで 5 条申請を出してもらいたいというふうにしたいですか。   |
| 議 長      | それでは 2 番については保留とさせていただいてよろしいでしょうか。   |
| 議 長      | その他意見もなければ、審議の状況から受付番号 2 番は保留、5 番は不許可としてよろしいでしょうか。（委員賛成）   |
| 議 長      | それでは 2 番は保留、5 番は不許可とし、残りの分について採決いたします。   |
|          | お諮りいたします。日程第 9、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、整理番号 1 番、3 番、4 番、6 番から 11 番の 9 件について原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。   |
| 議 長      | 全員賛成と認めます。   |
| 議 長      | よって、日程第 9、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番は保留、5 番は不許可とし、1 番、3 番、4 番、6 番から 11 番の 9 件を原案のとおり許可することに決定しました。   |
| 議 長      | 次に、日程第 10、議案第 19 号「空き家に付属した農地の区域設定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。   |

|          |  |
|----------|--|
| 主 査      | <p>議案第 19 号「空き家に付属した農地の区域設定について」説明申し上げます。議案書の 8 ページをご覧ください。この提案は、平成 30 年 3 月定例会にて、空き家に付属した小規模な農地の有効利用と遊休農地の解消を図るため、1 アールを下限面積として新たに設定したことに基づき、申請書の提出があったため行うものであります。なお、区域の設定後に告示を行うことにより、農地法第 3 条申請時の下限面積要件が 1 アールになります。</p> <p>それでは、今回の申出のあった土地等について説明申し上げます。整理番号 1 番、申請人、<br/>、土地の表示、<br/>番、他 筆、合計 <math>m^2</math>であります。整理番号 2 番、申請人、<br/>、土地の表示、<br/>番、他 筆、合計 <math>m^2</math>であります。以上で、「空き家に付属した農地の区域設定について」提案説明を終わります。</p> |
| 議 長      | <p>ただ今の説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明を地区担当農業委員にお願いします。整理番号 1 番、2 番をお願いします。</p>   |
| 19 番高岡委員 | <p>受付番号 1 番の案件につきまして、29 番谷口が報告します。申請地は過去 1 年以上作物の耕作は行われていません。地番 <math>\quad</math> 番 は花木が定植されており、農地として利用は難しいと思われます。また、地番 <math>\quad</math> 番につきましては、草刈りは行われておりましたが、倒木が置かれており農地への復旧の労力はかなり必要と思われます。遊休農地であると判断します。(高岡委員から報告)</p>  |
| 19 番高岡委員 | <p>受付番号 2 番の案件につきまして、29 番谷口が報告します。申請地は過去 1 年以上農地を草抑えシートでおおわれており、また隣接する申請地は柿や花木が植えられております。農地に復旧するには多大な労力が必要であると思われます。遊休農地であると判断します。(高岡委員から報告)</p>   |
| 議 長      | <p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等をお願いします。</p>  |
| 19 番高岡委員 | <p>受付番号 1 番の案件につきまして、19 番高岡が報告いたします。18 日に谷口委員と現地調査を行いました。申請地は過去 1 年以上作物の耕作が行われていないこと、草刈り等の維持管理は行われているが管理方法が雑で適切でないことから、遊休農地であると判断しました。</p>   |
| 19 番高岡委員 | <p>受付番号 2 番の案件につきまして、19 番高岡が報告いたします。18 日に谷口委員と現地調査を行いました。申請地は過去 1 年以上作物の耕作が行われていないこと、除草、防草シートが敷き詰めてあり、類似農地に比べて何も栽培されていないことから、遊休農地であると判断しました。</p>   |
| 議 長      | <p>現地の状況について、農業委員からの報告もありました。これより質疑を行います。何かご異議や質問等はありませんか。</p>   |
| 議 長      | <p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第 10、議案第 19 号「空き家に付属した農地の区域設定について」原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>   |
| 議 長      | <p>全員賛成と認めます。</p>  |
| 議 長      | <p>よって、日程第 10、議案第 19 号「空き家に付属した農地の区域設定について」原案のとおり許可することに決定しました。</p>  |
| 議 長      | <p>次に、日程第 11、議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>   |
| 農地係長     | <p>【議案第 20 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 1 件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】</p>  |
| 議 長      | <p>続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号 1 番をお願いします。</p>   |



|          |   |
|----------|---|
| 19 番高岡委員 | 受付番号 1 番の案件につきまして、19 番高岡が報告いたします。18 日に谷口委員と現地確認を行いました。申請地は山際で周辺に農地は無く、栽培には非効率な農地であり、管理も困難なことから太陽光発電の施設を設置されるものです。適切な整地をして土砂の流失も防止し、周辺に被害を及ぼさないようにするとのこと、周辺農業への支障はないものと思われま          |
| 議長       | 続きまして、地区担当推進委員の報告を地区担当農業委員にお願いします。  |
| 19 番高岡委員 | 1 番を 29 番谷口が報告します。4 月 18 日に高岡委員と現地を確認しました。受付番号 1 番の申請地は隣接地に太陽光発電施設の工事が進められており、周辺農地への影響はないものと思われま  |
| 議長       | 現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明があります。  |
| 農地係長     | 農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 12 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えま   |
| 議長       | それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。  |
| 議長       | 質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めま  |
| 議長       | 全員賛成と認めま  |
| 議長       | よって、日程第 11、議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。  |
| 議長       | 次に、日程第 12、議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 4 番、6 番、7 番の 6 件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。  |
| 農地係長     | 【議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 6 件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】  |
| 議長       | 続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号 1 番からお願いします。1 番をお願いします。   |
| 12 番和家委員 | 受付番号 1 番の案件につきまして、12 番和家稔が報告します。4 月 18 日に宇都宮委員と現地確認を行いました。受付番号 1 番の申請は、祖父母宅に居住している申請人が、住宅が手狭で老朽化しているため、父親所有の申請地に居宅を新築されるものでありますが、汚水は集落排水に接続し、雨水は水路に接続し、周辺農地には何ら影響を与えることは無く、問題ありません。 |
| 議長       | 2 番、3 番をお願いします。   |
| 10 番末光委員 | 受付番号 2 番の案件につきまして、10 番末光が報告します。4 月 20 日に福井委員と現地確認をしました。受付番号 2 番の申請は、受人が総合警備保障業務を行っており、警備員の駐車場として使用するため、転用申請を行うものです。転用によって周辺農業への支障はないものと思われま   |
| 10 番末光委員 | 受付番号 3 番の案件につきまして 10 番末光が報告します。4 月 20 日に福井委員と現地確認をしました。受付番号 3 番の申請は、現在居住している隣接する住宅が道路から高低差があるため、車での乗り入れができないので申請地を譲り受け、進入路として利用したいとのこととあります。転用によって周辺農業への支障はないものと思われま                |
| 議長       | 4 番をお願いします。   |
| 14 番河野委員 | 4 番の申請を 14 番河野が報告します。4 月 20 日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は、松山市でアパートの経営を行っている譲受人が、災害が少なく利便性がよい  |

|          |  |
|----------|--|
| 議 長      | この場所を購入し、アパートを建築し生活の安定を計りたいとのことです。周囲は開発が進んでいる場所であり、隣接する農地も所有者に同意を得ているとのことで、支障はないものと思われます。  |
| 19 番高岡委員 | 6 番、7 番をお願いします。  |
| 19 番高岡委員 | 受付番号 6 番を 19 番高岡が報告します。18 日に谷口委員と現地確認を行いました。6 番の申請地周辺の住人、 さんから太陽光発電施設への転用には反対と言われました。パネルの反射により窓のカーテンはいつも閉めた状態で、竹簾をしているが反射は防ぎようが無く、家の通気も悪く迷惑をしているとのことでした。以上から転用許可はすべきではないと判断します。  |
| 19 番高岡委員 | 受付番号 7 番を 19 番高岡が報告します。18 日に谷口委員と現地確認を行いました。後日、譲渡人から話を聞きましたら、賃貸借ではなく所有権移転売買なら構わないとの話をしたとのことで、契約に間違いがあり、却下と判断します。   |
| 議 長      | 続きまして、地区担当推進委員の報告を地区担当農業委員にお願いします。   |
| 議 長      | 1 番をお願いします。  |
| 12 番和家委員 | 4 月 18 日、和家委員と現地確認をおこないました。周辺農業への支障はないものと思います。(和家委員から報告)   |
| 議 長      | 2 番、3 番をお願いします。  |
| 10 番末光委員 | 受付番号 2 番の案件につきまして、25 番福井が報告します。4 月 20 日に末光委員と現地確認をしました。受付番号 2 番の申請は、露天駐車場にしたいとのことであります。受人は総合警備保障業務を行っており、警備員の駐車場として使用するため、転用の許可申請を行うものです。転用によって周辺農地や地域営農に支障はないものと思います。(末光委員から報告) |
| 10 番末光委員 | 受付番号 3 番の案件につきまして、25 番福井が報告します。4 月 20 日に末光委員と現地確認をしました。申請地は現在居住している住宅と道路の間に高低差があり、車での乗り入れることができないため、転用申請をして進入路として利用したいとのことです。転用によって周辺農地や地域営農に支障はないと思います。(末光委員から報告)               |
| 議 長      | 4 番をお願いします。  |
| 14 番河野委員 | 4 番の案件について、越智委員から報告書を預かっていませんが、4 月 20 日の現地確認を行った際には、この申請は全く問題がないことを言われておりました。(河野委員から報告)  |
| 議 長      | 6 番、7 番をお願いします。  |
| 19 番高岡委員 | 6 番を 29 番谷口が報告します。受付番号 6 番の申請は集落内にある農地で、申請者が譲り受け太陽光発電施設を整備するものです。隣接する明石地区住民は、この太陽光施設整備について文書をもって反対を示しています。地区住民への説明、理解が得られないこの案件は承認することが難しいと思います。(高岡委員から報告)                       |
| 19 番高岡委員 | 7 番を 29 番谷口誠が報告します。受付番号 7 番の案件は譲渡人、 氏に確認したところ、売買での取引の話をしていたが、賃貸契約での取引になっており、 氏が売買でないと契約しないとのことで、申請そのものが無効でないかと思えます。(高岡委員から報告)  |
| 議 長      | 現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明があります。   |
| 農地係長     | 農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 13 ページから 16 ページ、18 ページから 19 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。   |
| 議 長      | それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。   |
| 8 番上杉委員  | 太陽光発電施設の設置が地域の同意を得られていないとの報告がありましたが、3 月の   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>条例の制定の話があったと思うけど、太陽光発電施設は地域の人が認めないと出来ないという文書が区長あてに来ていたと思うけど、申請が先なのか地区の同意が先なのかということですがどうですか</p>   |
| <p>議長<br/>7番西森委員</p>  | <p>7月から施行される条例なので、これから以降は許可の手続きを取ってからの申請があがるということになると思います。条例の中に事業計画の周知及び自治会同意の義務付けが今度の条例の中に入れられているので、地域の同意がなければ難しいのではないかと思います。</p>  |
| <p>議長<br/>19番高岡委員</p> | <p>7番の件について さんから売買でない契約はしないと報告があったと思いますが、貸借としても本人同士で契約できないとなるとおかしいことになると思うのですがどうですか。</p>  |
| <p>議長<br/>19番高岡委員</p> | <p>7番については保留とさせていただいて、賃借か売買かはっきりしてもらって、再申請してもらおう方がいいのではないかと思います。</p>  |
| <p>議長</p>             | <p>7番の案件につきまして、 さんの奥さんから話を聞きましたら、最初から売買として話をしているので、 さんもこれで納得してもらっていると思いますと言われましたので、今回のこのような意見とさせていただきます。</p>  |
| <p>議長</p>             | <p>他に意見もないようでしたら、今までの審議の結果、整理番号6番、7番は継続審議としたいと思いますがどうでしょうか。</p>   |
| <p>議長</p>             | <p>異議なしと認めます。</p>   |
| <p>議長</p>             | <p>質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号6番、7番は継続審議とし、1番から4番までの4件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する委員の挙手を求めます。</p>  |
| <p>議長</p>             | <p>全員賛成と認めます。</p>   |
| <p>議長</p>             | <p>よって、日程第12、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から4番までの4件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>  |
| <p>議長</p>             | <p>次に、議案第22号については、4番泉原委員、13番橋本委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。</p>   |
| <p>議長</p>             | <p>《4番泉原委員 13番橋本委員退席》</p>   |
| <p>議長</p>             | <p>それでは、日程第13、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>   |
| <p>次長</p>             | <p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、104件でございます。議案書の10ページから16ページをご覧ください。西予市長より令和2年4月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が63件、新規の利用権設定の計画が39件です。利用権の設定をする者が96名、利用権の設定を受ける者が50名、うち認定農業者が18名でございます。利用権設定の面積は270,386㎡、筆数が256筆です。</p>  |
| <p>次長</p>             | <p>所有権の移転をする者は、整理番号1番、<br/>、<br/>、所有権の移転を受ける者は、<br/>、<br/>、年齢 歳、経営面積は、<br/>㎡で、認定農業者です。所有権を移転する面積は、<br/>㎡、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和<br/>年 月 日、対価は、<br/>円となっております。整理番号2番、所有権の移転をする者は、<br/>、<br/>、所有権の移転を受ける者は、<br/>、<br/>、経営面積は、<br/>㎡で、認定農業者です。所有権を移転する面積は<br/>㎡、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和 年 月 日、対価は、<br/>円となっております。</p> |
| <p>次長</p>             | <p>利用権設定及び所有権の移転をするものが合計で98名、利用権設定及び所有権の移転</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>を受ける者が合計で 52 名、うち認定農業者が 19 名、面積が 272,241 m<sup>2</sup>で筆数が 259 筆です。</p> <p>以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>  |
| 議 長 | <p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 13、議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定及び所有権移転の 104 件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>   |
| 議 長 | <p>全員賛成と認めます。</p>   |
| 議 長 | <p>よって、日程第 13、議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定の 104 件は原案のとおり決定しました。</p> <p>《4 番泉原委員、13 番橋本委員着席》</p>  |
| 議 長 | <p>以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。</p>  |
|     | <p>4 月定例総会は午後 2 時 49 分閉会した。</p>   |